

大月市立大月東中学校いじめ防止基本方針

平成 25 年 12 月 1 日策定

1 いじめ防止に関する基本理念

大月東中学校は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることとをねらいとしていじめの防止等の対策をおこなう。特に、いじめを行わないこと、いじめを認識しながら放置しないこと、いじめが許されない行為であることについて、全ての生徒が十分に理解できるようにする。さらに、市教育委員会をはじめ、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することに努める。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

本校では全ての職員が「いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であり、「個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。」（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号））

いじめ防止のための基本姿勢として、次の点を心掛ける。

- ① いじめを許さない、見過ごさない教職員の姿勢を示し、その雰囲気づくりに努める。
- ② 「生徒一人ひとりの自尊感情を高め、他への思いやりと社会性を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のため、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、必要に応じて学校内だけでなく関係機関や専門家と連携して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事前防止、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするのもいじめに加担することにつながることを知らしめる。

また、インターネットいじめ等を防止するための情報の収集や教職員の研修の充実を図るとともに、保護者にも学習の場を設けるなど、その啓発に努める。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ① いじめゼロを目指した生徒会活動・学級活動を推進する。
- ② 関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める体験活動を推進する。
- ③ 学校行事や縦割り活動での異学年交流等、集団活動の充実を図り、心と心の連携を図る。

(2) 自尊感情を育む教育活動の推進

- ① 一人ひとりが活躍できる学習活動
 - ・ 生徒の自発的な活動を支える生徒会活動の充実
 - ・ 生徒が主体的に取り組める学習活動の工夫
- ② 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
 - ・ 年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ③ 人とつながる喜びを味わう体験活動
 - ・ 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間に道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) いじめ防止対策にかかわる研修・学習の場の充実

- ① 研修等に参加し、教職員の生徒理解、情報モラルに関する指導の力量の向上を図る。
- ② PTA を対象とした学習会や懇談等の機会を活用し、生徒の携帯電話等の利用の在り方やインターネット、SNS の危険性やリスクに関する情報を提供し、いじめ防止につなげる。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手立て

① 全教職員での生徒観察

「いじめはどの学級、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識を共有し、全ての教職員が生徒の様子を見守り、生徒の小さな変化を見逃さない姿勢で日常的な観察を丁寧に行う。また、おかしいと感じた生徒がいる場合にはいじめ防止対策委員会等の場において情報を共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。

② 定期的な実態調査

「いじめアンケート」を年3回行い、生徒の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

③ 相談体制の充実

担任以外に相談できる養護教諭・スクールカウンセラーの教育相談活動を充実させる。生徒の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、早期発見を図る。

(2) いじめの早期解決の対応

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① 家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」「いじめ・不登校ホットライン」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織

① 「生徒指導委員会」

週1回、校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・SCによる生徒指導委員会を開き、いじめ・不登校・問題行動についての情報交換と指導方針について協議を行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

月1回、全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

③ 「ケース会議」

「いじめ」の疑いが生じた案件について、管理職、生徒指導主事、養護教諭、当該学年主任および学級担任によるいじめケース会議を設置する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織（重大事案対応）

重大かつ緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に対応・支援体制をつくり対処する。また、状況によってはいじめ防止対策委員会を中心に、スクールカウンセラー、市教委職員、学校評議員等を含む「特別生徒指導委員会」を開催し、調査を含めた敏速な対応を行う。

6 その他の留意事項

(1) 校務の効率化

校務の効率化を図り、生徒と向き合う時間の確保に努める。

(2) 地域との連携について

学校便りやホームページを有効に活用し、日頃から情報の発信を心掛ける。

また、児童民生委員や地区の役員との連携を図り、地域の会合等の機会とらえ、生徒に関する情報を収集しやすい環境を整える。

(3) 学校評価の活用

学校評価に関して行っている生徒の意識調査や保護者アンケートについてもいじめの未然防止や早期発見につながるような視点で活用する。

7 いじめ防止対策計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。
年度当初に年間計画を確認し、組織体制を整える。

いじめ防止対策計画

大月市立大月東中学校

	会 議	防止対策	早期発見
4 月	・ 生徒指導委員会 ・ 保護者への啓発（学年部会）	・ 学級指導 ・ 家庭訪問 ・ 修学旅行取り組み	・ 個別相談（SC）
5 月	・ 生徒指導委員会	・ 生徒会活動 ・ 道徳指導 ・ 家庭訪問 ・ 学びの時間	・ 個別相談（SC） ・ 第 1 回いじめアンケート
6 月	・ 生徒指導委員会	・ 部活動取り組み ・ 学びの時間	・ 個別相談（SC）
7 月	・ 生徒指導委員会	・ 三者懇談 ・ 学園祭取り組み	・ 個別相談（SC）
8 月	・ 生徒指導委員会 ・ 教職員研修	・ 学園祭取り組み	
9 月	・ 生徒指導委員会	・ 学園祭取り組み ・ 部活動取り組み	・ 個別相談（SC）
10 月	・ 生徒指導委員会 ・ 保護者への啓発（研修会）	・ 学級指導 ・ 学びの時間	・ 個別相談（SC）
11 月	・ 生徒指導委員会	・ 道徳指導 ・ 学びの時間	・ 個別相談（SC） ・ 第 2 回いじめアンケート
12 月	・ 生徒指導委員会	・ 駅伝大会取り組み ・ 三者懇談 ・ 学びの時間	・ 個別相談（SC）
1 月	・ 生徒指導委員会	・ 道徳指導	・ 個別相談（SC）
2 月	・ 生徒指導委員会	・ 3 贈会取り組み ・ 学びの時間	・ 個別相談（SC） ・ 第 3 回いじめアンケート
3 月	・ 生徒指導委員会 ・ 保護者への啓発（学年部会） ・ 指導情報の引き継ぎ	・ 卒業式取り組み ・ 修学旅行取り組み	・ 個別相談（SC）